

「家族」という関係性と社会保障法

嵩 さやか

1 はじめに——本特集の背景・目的

社会保障法は、生存権保障を通じて個人の自律的な生の保障（憲法13条）を目的とするとの理解¹⁾が、社会保障法学で広く共有されて久しい。また近年では、社会的排除の問題を背景に、政策的にも学術的にも「地域」の機能が注目され、個々人の自律的な生を、地域共生社会の構築²⁾を通じて実現することが目指されている。

もっとも、多くの人にとって、「家族」（本稿では、親族関係にはないが、共同生活などを通じて親密な関係にある者も含む言葉として用いる。）が、身体的・精神的・経済的側面で個人の自律的な生に深く影響を与えていることは事実であろう。また、規範的把握としても、憲法13条が私生活上の自由のひとつとして「親密な人的結合の自由（に対する権利）」を保障するのは、自生的に営まれる親密な人的結合としての家族（ないしは親密圏）に「公権力や市場経済等に対して個人を保護する環境的機能を期待してのこと」との指摘がなされている³⁾。

こうした「家族」の現実の機能やその規範的な位置づけに照らせば、「地域」を重視する現在においてこそ、個人の自律的な生の実現に関し、「地域」には代替し難い「家族」固有の機能・役割、さらには内在するリスク・問題性を問い直

し、その検討を通じて、改めて「家族」を取り巻く「地域」や「国家」の役割、さらには「家族」外の他者の集団としての「社会」の位置づけを見つめ直すという循環的検討が、社会保障法制を理解し、今後のあり方を展望するうえで重要となつてこよう。

本特集は、そうした社会保障法制についての問題意識を出発点に、社会保障法制での「家族」の把握と公的介入のあり方を検討するとともに、憲法を筆頭とした各法分野（民法、行政法等）において「家族」を規律する法理念や課題を探求し、社会保障法での法理念との共通点・相違点を浮き彫りにしつつ、それぞれの法領域で「家族」を規律する視点の交錯や緊張関係を分析する。

2 「個人」「家族」をめぐる憲法規範と社会保障法制

(1) 「個人の自由」と「家族の保護」の緊張関係と憲法25条

「個人」「家族」と国家をめぐる議論は、古典的なテーマであるが、近年では、社会的には各地で提起されている同性婚訴訟等を契機として、学術的には「契約的家族観⁴⁾」に連なる法律婚の意義の問い直し⁵⁾などの形で、憲法学、民法学、法哲学などを中心に一層活発化している⁶⁾。そこでは、法律婚を中心とする家族法制について、「個

1) 菊池馨実『社会保障法〔第3版〕』（有斐閣、2022年）120-123頁。

2) 「地域共生社会」は平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」にて提案された理念で、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組み」の構築を目指すものである。

3) 中山茂樹「家族と憲法——何が憲法上の問題となるのか」比較憲法学研究31号（2019年）101頁。

4) 代表的なものとして、安念潤司『「人間の尊厳」と家族のあり方——『契約的家族観』再論』ジュリ1222号（2002年）21頁以下参照。

5) 山田八千子編著『法律婚って変じゃない？——結婚の法と哲学』（信山社、2024年）。